

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和2年9月9日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同3度への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

判定基準に照らしあわせ、（具体的な行動を）3度の判定基準は大むねできているが4度の判定基準はいずれもできておらず、3度が適正な判断と考える。よって3度への判定へ戻す裁決を求

める。特に、知的能力、職業能力及び日常行動が4度との判定は同意できず、3度相当であると考ええる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 8月 5日	諮問
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）
令和3年11月10日	処分庁へ調査照会
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）
令和3年12月 3日	処分庁から回答を収受
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉

センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更

新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定についての検討

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数はIQ56であり、これは個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する「4度」と記載されている。

#### イ 「知的能力」について

小学校高学年程度の漢字が読め、四則演算も可能で、教示に従って書き取りをすることもできる。請求人母自身が心配なために一人で外出させることはないとのことだが、実習先への交通経路は一度ですぐ覚えたという。また、地図や本を読むとのことであった。

以上のことから、個別判定基準表における「テレビ、新聞

等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に相当する「4度」と記載されている。

#### ウ 「職業能力」について

請求人母は請求人の特別支援学校卒業後の進路として一般就労（障害枠）を希望しているとのことで、請求人は一般飲食店や特例子会社で実習をしており、調理補助や清掃、携帯電話の分解などの作業を行った経験を有し、作業指示は理解できていたとのことであった。

以上のことから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」に相当する「4度」と記載されている。

#### エ 「社会性」について

友人はあまりおらず、自分から友人を作ることも難しいとのことであった。学校には問題なく登校し、集団参加もできているとのことだった。援助のもとに社会との関わりを持っており、集団的行動はある程度可能といえる。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

#### オ 「意思疎通」について

判定当日の面接や知能検査では、日常的な内容や慣れている質問はおおむね理解し対応でき、学校については「楽しいです」、放課後等デイサービスでの過ごし方については「本を読む」と答えられる。また、提示された単語を組み合わせて簡単な作文をしたり、聞いたことをその場で再生することはできていた。一方で、複雑な内容になると理解や説明が困難であるようにうかがえた。

以上のことから、ある程度の会話、言語応答能力はあるものと判断され、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

#### カ 「身体的健康」について

現在は定期的な通院・服薬はなく、身体的な健康の問題は陳述されなかったことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

#### キ 「日常行動」について

好きなことやその場に関係ないことを何度も言う行動はあるが、強いこだわりではなく、また危険物や危険なことには手を出さないとのことであった。また、自傷や他害等の陳述もなかった。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

#### ク 「基本的生活」について

普段は用意されたものを箸で食べ、指示すれば電子レンジを使うことはできる。排泄は自立している。着脱衣はひとり一人でできるが、寒暖調節や身だしなみについてはチェックが必要である。入浴は請求人母と一緒に、洗うことはするが、請求人母がチェックしている。買い物は、釣銭計算は不十分だが、指示されたものをカードで買うことはできる。交通機関の利用は、複雑でなければ、登校や実習先への往復など、数回の練習により単独で可能である。

以上のことから、「身近生活の処理がおおむね可能」の区分である「3度」と「身近生活の処理が可能」の区分である

「4度」との中間程度に相当すると記載されている。

#### ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち2項目が3度（中度）、1項目が3度（中度）と4度（軽度）との中間程度、5項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び請求人母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害、自閉スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA 18 : 0 MA 9 : 0 IQ 56（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「自閉、受け身で指示されたことには丁寧に対応できる。本人特性にあわせた支援が今後も必要である。」とそれぞれ記載されている。

#### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があると

は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(5)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「4度（軽度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

なお、当審査会は、行政不服審査法74条に基づき、令和3年2月23日付の反論書について、処分庁に対し、請求人の主張に対する医学的見地からの反論を求めたところ、処分庁から以下の回答を得た。

最初に、処分庁は反論書の内容について、面接等の際には述べられていない内容であり、これらの主張は採用できないとの前提にたっている。しかし、当審査会も、処分時における処分庁の判断が医学的な見地から合理的なものであったかを審査するものであるが、不服申立ての段階で処分時の医学的な見地を客観的に覆す主張や証拠がある場合は、審査会としてそれらを採用することができる。（最高裁昭和61年（行ツ）第138号平成2年1月18日第一小法廷判決・民集44巻1号253頁）

その上で、処分庁から得た回答について、以下、検討していく。

まず、処分庁は、「知的能力」（上記 2・(1)・イ）について、「ディズニーのガイドブックを眺めたりする程度で、小説等の本を読んでいるということではなく、また、小説等の内容を理解する力は持っていない」という請求人の主張に対して、「判定時には、ディズニーのガイドブックの話があり、一定程度本からの情報を得ることが可能と考えられ、「4度相当」の内容と矛盾しない」としている。また、「道を覚えるのは得意だが、トランペットの習い事に一人で一回行かせたところ、1時間たっても着かないとの連絡があったことがある」という主張については、「判定の時点では、「実習先への経路が一度で覚えられた」という陳述があり、道順の記憶等が一定のレベルで可能と判断した」としている。さらに、「自分が約束の時間に遅れていることの理解や、何かあったときの対処が不可である」という主張については、「一般的に自閉症スペクトラム障害のある方は、マナーやルールを自然に獲得することが難しく、また、学校には連絡ができてでもそれ以外の場合では連絡ができないなど、場面が変わることで、一貫した行動がとれない場合がある。」としている。その上で、個別判定基準表における「テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる」とは、話題になっているニュースを知っている、興味を持っている、スマートフォンのアプリを活用できるなど幅広い観点から評価しており、請求人が家で見ている動画サイトのチャンネル名やその簡単な内容を語ることができたことから「4度相当」と判断した。」としており、これらの説明は合理的である。また、個別判定基準表における「給料等の処理ができる」とは、手持ちの金銭の価値を理解し、適当な支援を受けながら使えることを意味しており、請求人が主張する財布を忘れることは、知的障害を持たない者にも見られることはあり、個別判定基準表における「給料等の処理が

できない」という内容には該当しない、としている。この説明についても合理的である。

次に、「職業能力」（上記 2・(1)・ウ）について、「全てを指示しないとできない」という請求人の主張に対して、「これは作業内容が理解できないということに限らず、新しい場所や知らない人の指示で作業を行うことへの不安なども影響している可能性がある。作業を繰り返していくことで、今後は時に助言や支援を要する程度でこなせるようになることが推測される」としており、この説明は合理的である。

最後に、「日常行動」（上記 2・(1)・キ）について、「蜂にさされることや小さい犬を怖がり、いきなり車道に走り出ることがある。聴覚障害がひどくなり、TV をつけると、耳をふさいで別室にこもってしまう。外では、映画館やイベント会場等で気に入らない音があると、トイレに長時間こもってしまう」という請求人の主張に対して、「これらの内容は、知的障害の程度を決定するための基準とはなりえない」としている。また、「自閉スペクトラム症の方は、感覚過敏（特に聴覚過敏）の症状を持つ方が多く、請求人もこれに当たると思われるが、感覚過敏の症状は、知的障害に起因するものではない」としており、これらの説明は合理的である。さらに、「歯医者さんの待合室で、他の患者の体をさわったりしたことがある」という請求人の主張についても、「このエピソードのみでは、この行動が興奮、自傷、他害等の行動障害に当たるとはいえない」としており、この説明も合理的である。

なお、「スーパー等の公の場で、大声でその場に関係ないことを何度も話してくる」「お気に入りのユーチューバーの話、NHK 教育のキャラクターの話等何度も繰り返し話し、周りの人を不快にさせる」「いつも、どこでも僕は老人になれるか？と聞いてきて、うるさがられる」「変な笑い声をたてる」「学校の避難訓練で避難し

ないといけなところを、いつまでも手を洗って、避難せず、困ったと先生から報告を受けた。何か自分の中でルーティーンのことがあると、それを守らないといけなくなる等、強いこだわりがある」という請求人の各主張については、処分庁から具体的な医学的見地に基づく説明は示されていない。しかし、請求人においても、これらのエピソードを裏付ける具体的な証拠は示されていないことから、当該主張は採用することはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)